

令和 8 年度玄海町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、玄海町における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品」という。）の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 適用範囲

この方針は、玄海町に属する全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

- (2) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所

(ア) 障害者の雇用者数が 5 人以上

(イ) 障害者の割合が従業員の 20%以上

(ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

- (1) 物品 食品類（パン・弁当等）、農産物（米・野菜等）、小物雑貨（木工品・陶磁器・絵画・エコバック等）、その他提供可能な物品

- (2) 役務 清掃作業、除草作業、クリーニング、名刺作成、印刷（ポスター・チラシ・リーフレット・報告書・名刺等）情報処理・テープ起こし、その他提供可能な役務

5 調達目標

前年度の実績を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たり、供給可能な物品及び役務についての情報収集を行い、各課等に対し情報提供を行う。
- (2) 物品等の調達に当たっては、障害者就労支援施設等からの調達の可能性を検討し、可能な限り優先的にこれらの施設から調達を行うものとする。
- (3) 障害者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定した時は、障害者優先調達推進法第 9 条第 3 項に基づき、町のホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、事業年度の終了後にとりまとめ、障害者優先調達推進法第 9 条第 5 項に基づき、町のホームページ等によりその概要を速やかに公表する。